

# 関心高まるインドネシア租税特赦



## インドネシアの租税特赦（タックス・アムネ스티）

租税特赦とは、納税者が正しく申告していなかった資産や所得を自主的に開示・申告した場合、本来課される税や処罰を減免する制度のことです。インドネシアでは、2016年6月に新たな法案が可決され、2016年7月から2017年3月までの間に大規模な租税特赦が実施されることになりました。

申告資産は、国内資産、国外資産、国内へ還流する国外資産、の3つに大きく分けられます。このうち還流資産については、税率は国外資産の半分となる一方、資産を少なくとも3年以上にわたって国内の有価証券やインフラ事業などへ投資することが義務付けられます。

### ■ 今回の租税特赦の概要

申告期間	適用税率	
	国内資産または国内へ還流する国外資産	国外資産
第1期 2016.7.1～2016.9.30	2%	4%
第2期 2016.10.1～2016.12.31	3%	6%
第3期 2017.1.1～2017.3.31	5%	10%

(注) 租税特赦法の全てを説明するものではありません。  
(出所) インドネシア税務当局、各種報道資料より野村アセットマネジメント作成

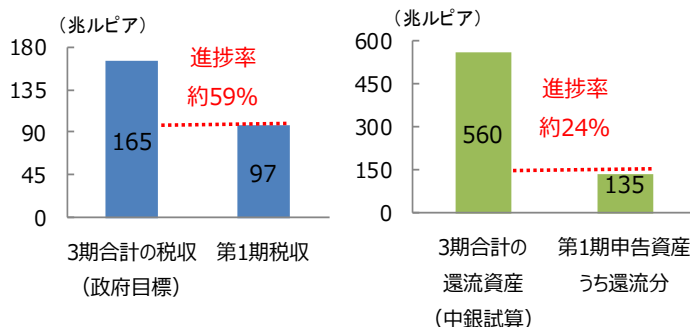
### ■ 租税増だけでなく、多方面にプラス効果期待

国民の多くが国外に資産を保有する背景には、かつての国内経済危機や政情不安があったと思われます。一方で政府は、OECD（経済協力開発機構）およびG20（20カ国・地域）が発表した「税務に関する自動的な金融口座情報交換の基準を実施する多国間合意」への参加を決めており、これにより自国民が海外で保有する非居住者口座情報が入手可能になる予定です。今回の制度は、国外に隠匿資産を持つ国民にとって、資産を合法的に国内へ戻すチャンスとなります。

政府は今回の制度による税収目標を165兆ルピアとしており、これは2015年税収全体の約13%に相当します。また、中央銀行は国外からの還流資産が最大で560兆ルピアにのぼると試算しています。

第1期に申告された資産はおよそ3,800兆ルピア、生じた税収は97兆ルピア（約8,187億円\*）と当初の政府想定を大きく上回りました。政府は制度の利用を促す取り組みを引き続き行なっています。今回の租税特赦により、税収増だけでなく、国内資金増、還流による外貨準備増、インフラ投資資金の下支えなどへのプラス効果に関心が高まっています。

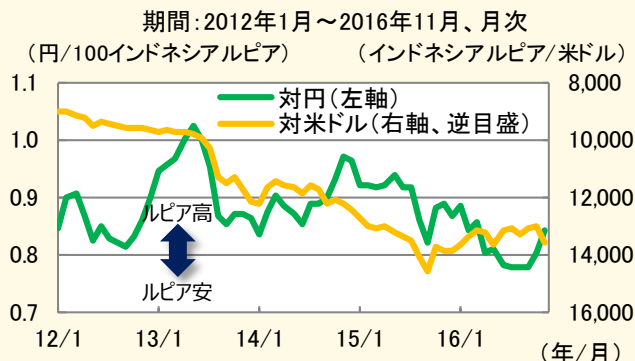
### ■ 第1期終了時点での税収と還流資産の状況



(出所) インドネシア中央銀行データ、各種報道資料を基に野村アセットマネジメント作成

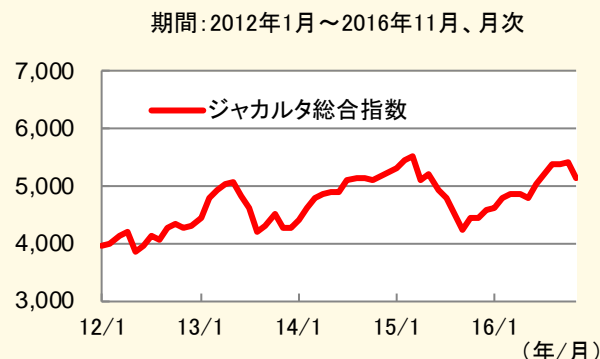
\* 2016年11月末時点の為替レート 100ルピア=0.844円換算

### ■ 為替の推移



(出所) ブルームバーグデータを基に野村アセットマネジメント作成

### ■ 株式指数の推移



上記は過去のデータであり、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。

当資料は、投資環境に関する参考情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したご参考資料です。投資勧誘を目的とした資料ではありません。当資料は市場全般の推移や証券市場等の動向の上昇または下落を示唆するものではありません。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に示された意見等は、当資料作成日現在の当社の見解であり、事前の連絡なしに変更される事があります。なお、当資料中のいかなる内容も将来の投資収益を示唆ないし保証するものではありません。投資に関する決定は、お客様ご自身でご判断なさるようお願いいたします。投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡します投資信託説明書(交付目録見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

## 【野村アセットマネジメントからのお知らせ】

### ■投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし、投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価格が変動します。したがって投資家の皆様のご投資された金額を下回り損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面をよくご覧下さい。

### ■投資信託に係る費用について

2016年12月現在

<p>ご購入時手数料 《上限4.32%(税込み)》</p>	<p>投資家が投資信託のご購入のお申込みをする際に負担する費用です。販売会社が販売に係る費用として受け取ります。手数料率等については、投資信託の販売会社に確認する必要があります。投資信託によっては、換金時(および償還時)に「ご換金時手数料」等がかかる場合もあります。</p>
<p>運用管理費用(信託報酬) 《上限2.1816%(税込み)》</p>	<p>投資家はその投資信託を保有する期間に応じてかかる費用です。委託会社は運用に対する報酬として、受託会社は信託財産の保管・管理の費用として、販売会社は収益分配金や償還金の取扱事務費用や運用報告書の発送費用等として、それぞれ按分して受け取ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*一部のファンドについては、運用実績に応じて報酬が別途かかる場合があります。</li> <li>*ファンド・オブ・ファンズの場合は、一部を除き、ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等が別途かかります。</li> </ul>
<p>信託財産留保額 《上限0.5%》</p>	<p>投資家が投資信託をご換金する際等に負担します。投資家の換金等によって信託財産内で発生するコストをその投資家自身が負担する趣旨で設けられています。</p>
<p>その他の費用</p>	<p>上記の他に、「組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料」、「ファンドに関する租税」、「監査費用」、「外国での資産の保管等に要する諸費用」等、保有する期間等に応じてご負担いただく費用があります。運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p>

上記の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

《ご注意》上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、野村アセットマネジメントが運用するすべての公募投資信託のうち、投資家の皆様にご負担いただく、それぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前によく投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面をご覧下さい。

投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断下さい。

## 野村アセットマネジメント

商号：野村アセットマネジメント株式会社  
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第373号  
 加入協会：一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会